

高山市選挙管理委員会告示第25号

令和8年8月30日執行の高山市長選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第2項の規定による候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表は、高山市役所の掲示場に掲示して行うものとする。

令和8年8月30日

高山市選挙管理委員会
委員長 川 上 実